令和２年第８回甲良町議会臨時会会議録

令和２年１１月３０日（月曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

第１		会議録署名議員の指名
第２	議案第57号	甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第３	議案第58号	甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第４	議案第60号	甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第５	発議第21号	甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

◎会議に出席した議員（１１名）

１番	小森正彦	２番	岡田隆行
３番	山田　充	４番	山田裕康
５番	野瀬欣廣	６番	宮嵜光一
７番	丸山恵二	８番	木村　修
９番	建部孝夫	１１番	西澤伸明
１２番	阪東佐智男		

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	野瀬喜久男	教育長	松田嘉一
総務課長	中川雅博	産業課長	西村克英
会計管理者	宮川哲郎	建設水道課長	村岸　勉
税務課長	大野けい子	人権課長	丸澤俊之
企画監理課長	北坂　仁	建設水道課参事	丸山　正
保健福祉課長	中村康之	総務課主幹	岩瀬龍平

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	橋本浩美	書記	中大路　愛

（午後　１時３０分　開会）

○阪東議長　ただいまの出席人数は１１人です。

議員定足数に達していますので、令和２年第８回甲良町議会臨時会２日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、７番　丸山議員、８番　木村議員を指名します。

次に、日程第２　議案第５７号　甲良町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○阪東議長　ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第５７号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○阪東議長　ご着席願います。起立全員です。

よって、議案第５７号は可決されました。

次に、日程第３　議案第５８号　甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員　１１番西澤です。

反対討論をさせていただきます。

１つは、もともと人事院勧告そのものは、公務員のストライキ権禁止と引換えに第三者機関として公務員給与等の待遇について当局に勧告する制度となっています。ですから、現場の労働者、一般職員の強い交渉権を経ないで出されてきた賃金ベースであります。このコロナ禍の下で、民間給与があちこちで引き下げられてきている水準に公務員も同調させようとするものと考えられます。これは容認できません。このコロナ危機の中だからこそ、賃金ベースを引き上げて、８時間働けば人間らしく暮らせる経済社会に近づけなければならないと考えるものであります。

３つ目に、一方、超富裕層は莫大な富を蓄積しており、このコロナ禍の中でも報道されていますように、何兆円という資産を増やしています。巨大企業を中心に４００兆円を超える内部留保金を保有していると言われます。この巨大な格差こそ解消をし、内部留保金をこのときこそ吐き出させ、有効活用させる政治の役割が重要になっていると考えるものであります。

４つ目に、併せて、会計年度任用職員という身分不安定の一般職まで、この人事院勧告が及ぶこと自体も納得できません。

よって、労働者にしわ寄せをする人事院勧告に基づく今回の第５８号に対して反対討論とさせていただきます。

○阪東議長　ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○阪東議長　ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第５８号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○阪東議長　ご着席願います。起立多数です。

よって、議案第５８号は可決されました。

次に、日程第４　議案第６０号　甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員　発議の２１号と重なっていますので、私はそのときに詳しく述べますが、発議２１号が今の現状にふさわしいということを申し上げて、反対討論とさせていただきます。

○阪東議長　木村議員。

○木村議員　私はこの６０号に賛成討論をさせていただきたいと思います。

今年は、確か３月ぐらいからコロナ、コロナで、本当に私の目から見て、町長はよくやってはるなというふうに思った部分がありますので､ところが、残念ながら、８月、９月に大町前議員の問題、下水道の問題というふうな、また不祥事が起こってしまったという部分で、それでこの６０号において、町長自ら、本当は平成２９年だったと思いますけど、初めて町長が、いわゆる当選されて就任されたときに、あのときにこのような、いわゆる自分自らというようなことがあったら、大分変わっていたんじゃないかなというふうには思いますけど、それはまあまあ現実でこうなので、でも、自ら、いわゆる自分のお給料を、報酬を下げるというふうに言われましたことに対して、それを尊重して、賛成とさせていただきたいと思います。イコール２１号、後ありますけど、２１号には反対という立場でございます。よろしく。

以上です。

○阪東議長　ほかにありませんか。

宮嵜議員。

○宮嵜議員　私も賛成討論をさせていただきます。

その理由は、２１号に関して、産建の方で１０％、総務の方で１０％という算定がされているように思うんですが、確かに水道会計の方は町長自らも決裁にサインをしておられる、これはあくまでも最高責任者、町長の責任であります。

それと、総務の方で大町議員の失職に気づかず、臨時議会に出席させてしまったというところでは、住民課、総務課のミスというか、連携ミスですね。そこは否めないところであります。ここに、今、今日は住民課長はおられないか。総務委員会で出席させていただきましたけれども、住民課長が現野瀬町長をかばっているところが見受けられない。ほかの議員さんはちょっと怪しいんじゃないかというところもありますが、ここに関しては、住民課長は町長をかばっていないのように見受けられます。総務委員会でも、住民課長は私のミスですと言っておられます。この部分に関して、町長に責任を取れと言うのは酷な部分もあります。かといって、町長はこの部分は私に責任がないというのも公では言っておられません。２件合わせて１０％の３カ月と自ら律しておられる、そこを自ら出されたということを尊重してはどうかと、今回はそう思うわけです。これを出されてなかったら、２１号に私も賛成するところでありますが、ここは自ら出されたというところを尊重した方がいいんじゃないかというところで賛成討論とさせていただきます。

○阪東議長　山田裕康議員。

○山田裕康議員　私は反対討論をさせていただきます。

やはり、令和元年度甲良町下水道事業特別会計決算および資金不足比率の報告に関する事項と、やっぱり大町善士雄前議員の失職に関する事項という２つの案件があることに対して、２つもあるということに関して、私はこのようなことでは責任を感じていないような、安易なことと受け止めているような議案に思えてなりません。大町善士雄前議員の失職に関しては、新聞におきましては全国版に載るような失態です。法を犯しているということでありますので、この議案では納得できることがありませんので、反対といたします。

○阪東議長　丸山議員。

○丸山議員　７番、丸山です。

私も反対討論をさせていただきます。

まず、私、産建の委員長としましては、このような赤字比率が出たことに関して、非常に遺憾であると、町民はやっぱり納得しないという意味で１０％、これはもう妥当なところというか、当然のことだと思います。

それと、今聞いておると、総務の方の方では、総務委員会には一度だけしか傍聴はさせていただけませんでしたけれども、何ていったって、一歩下が

っても、遅くても１２日に分かっていると言いながらでもあって、議会の議長に報告したのは２４日の夕方５時、この１２日間、なぜ議会の議長に一言報告がなかったのか。こんな大変なことをずっと黙っていて、元議員の大町議員が一般質問を持ってきて、そこでこれはいかんというので、議会の議長に知らせたということであって、こんな大事なことを、やっぱり１２日間も放っておくというのは非常に納得できない。これを合わせて２０％、これは妥当なところであると思い、私はこの議案６０号に関しては反対させていただきます。

○阪東議長　ほかありませんか。

（「なし」の声あり）

○阪東議長　ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第６０号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○阪東議長　ご着席願います。起立少数です。

よって、議案第６０号は否決されました。

次に、日程第５　発議第２１号　甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員　６０号に関して、それぞれの意見が述べられました。私は、議案６０号、これは自ら町長が責任を感じて出したという点を評価して、２１号が出る前には２１号の２０％、それに包含をしているので、これも賛成をし、そして発議２１号にも賛成かなというふうに思いましたが、採決の採り方のレクチャーがありまして、６０号には反対というように思いました。

それはなぜかという点ですね。１つは、やはり職員のミス、これをどういう形で町長の責任を取るか、関与をしている、していないに関係なく、それは町長の責任として、指導、監督が行き届かなかった表れです。結果です。こういう点では結果責任を町長が取るという点で大事なところだというように思います。

２つの事案を見てみますと、本来、部下の不祥事に対する責任、自らの過ちを悔いわびて、そのペナルティーを自ら科して、職責を果たす決意を、反省を内外に示すものでなければならないというように思っています。ところが、今回、自ら報酬減額案は示しましたが、両委員会の検査においても、この２つの大失態に対する自らの検証が深められていないことを痛切に感じました。２つの委員会でそれぞれ検査が進められましたが、その指導、監督、

そして町長の公約との比較で見ても、その深い検証がされていないことが明らかになったというように思います。

そして、この間の本会議でも私の質問に対して、やはり的確に答えられない、公約との関係でもその整理ができていないこと、しかも一番の頼りにすべき総務課長とのコミュニケーション、この点でも取られていないことが明らかになっています。こういうような、町民が選んだ町長がその指導、役割を果たせないという点では町民の不幸だというふうに思います。

町長の一番の公約が職員力の向上であります。就任されてからの初めての着手は職員の職務の在り方を正す、こういうことを言われたものであり、しかしその目的は外れたところに設定していたのではないかというように疑問を思わざるを得ません。職員間の連携が薄れて、たがが外れたかのように見えています。だからこそ、大失敗を未然に防ぐ、あるいは最小限に食い止めることが２つの事件ではできなかったのだというように思います。

大町前議員の失職問題では、臨時議会最終日１２日の前日、１１日には選管事務局長である総務課長まで失職の根拠となる既決犯罪通知書が大津地方検察庁から届いていたことが委員会の検査の中で明らかになっています。だから、総務民生常任委員会委員長報告では、大町前議員の出席は回避することができたと断定的に表現しているものであります。この私の本会議での質問に対しても結果的にはというようにして、自らの責任をはぐらかす、薄める、こういうような答弁をされました。本当に申し訳ないことをしたという点で反省をしているのかどうか大変疑問に感じたものであります。

下水道特別会計の資金不足比率の重大ミスと併せて、甲良町そのものをまたぞろおとしめる結果を招いたことを猛省したあかしとして、発議第２１号の提案は相当だというふうに思います。インパクトを持って内外に伝えていくというのが大事だというふうに思います。

最近、この雑誌が全戸に、甲良町に配られました。お父さんが北落の出身の方、チェロ奏者でありますが、こういう世界で活躍をしておられる方を甲良町で、そして北落で輩出しているんですね。そういう点でも、この雑誌を見て、やっぱり頑張っている人、そして世界に羽ばたいている人、ここはこれが、この人たちが甲良町から出ている、この誇りを本当の意味で町民が喜べる、こういうような町政の在り方になるように、そして町長を先頭にして、職員が一丸となって、今までのいろんな負の遺産、そしてミスをカバーしていく、こういう方に進んでいくことを強く希望をしております。

以上で賛成討論です。

○阪東議長　ほかにありませんか。

山田裕康議員。

○山田裕康議員　発議第２１号に関しまして、賛成討論をさせていただきます。

令和元年度甲良町下水道事業特別会計決算および資金不足比率の報告に関する事項においては、産業建設文教常任委員会の報告にもありましたように、令和元年１０月１５日にパスコから決算シミュレーションがあって、１．８億円の赤字となることから、資金不足に陥らないように一般会計からの繰入れおよび事業債の借入れを行い、３月末までに処理をすることの助言を受けています。また、令和元年１２月には、会計室より決算について適切に処理をすることと指示を受けております。令和２年２月の課長会においても、３月末決算に確定する指示、同じく２月に会計室より起票事務が遅いため、急ぐことなどの指示があったにもかかわらず、このような結果になったということで、もっと横のつながり、縦のつながりがあれば、このことに関しましても、私は回避できた事案であると思います。

起票事務が遅いと分かっているなら、なぜ横についてでも、それをさせなかったのか。決算ができていなければ３月末までに毎日のように、なぜ毎日できていないから早くしろという指示をしなかったのかというのが、これが組織です。この課長会において、こういうこともされていることに対しては、町長も知っていることと思います。これを指示しなかったという町長の責任は重いものがあります。また、ほかの市町村においても、このことは会計の仕方が変わるということになっていますが、ほかの市町はなっていないということに関しての失態、これは町長に対しての失態であり、重大なことであります。

それと、大町善士雄前議員の失職に関することでは、総務民生常任委員会の報告にありましたように、８月１２日の臨時議会の出席は回避できたことに重い責任があります。７月７日に、稲田弁護士から被選挙権の停止は確定の日ですので、失職も確定の日であると指示を受けております。前日の１１日には、住民課より既決犯罪通知書が総務課に送られており、総務課長は大町善士雄前議員の失職は７月２７日であることは分かっているのにもかかわらず、議会に出席させたこと、失職が分かればすぐに対応するように指示ができていなかった町長の責任は重いものであり、議会への報告後、すぐにしなかったことなどがあり、私は発議２１号が妥当であると思い、賛成といたします。

○阪東議長　丸山議員。

○丸山議員　７番、丸山です。

私もこの発議第２１号に賛成討論をしたいと思います。

先ほどから言っておりますが、私たちは一応町民の代表、町民がやっぱり納得していないこの下水道会計の４４．１％の比率が出たこと、今、山田裕

康議員からもありましたとおり、やっぱり連携が取れていないがためにこういうことが起きた。それと、やっぱり、先ほど総務のことも言っていましたけど、住民課長の方でも、住民課長は謝罪しておりました。しかし、それに関して、やっぱり行政のトップとしての責任、このような大事なことが町内で一遍に２つも起きたこと、これは非常に大変なことで、思っていただきたい。私がもしこのような形で行政のトップとなった場合であれば、私はもう半年間で１００分の１００、報酬カットでもいいと思っているぐらいですけど、やっぱりそんなことを言うのもなんですから、この２０％というのは、私も妥当なところで、産建の１０％、総務での１０％、これが事件が大き過ぎた、これに関してもこれは妥当なところだと思い、この発議２１号に賛成したいと思います。

○阪東議長　ほかありませんか。

（「なし」の声あり）

○阪東議長　ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第２１号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○阪東議長　ご着席願います。起立多数です。

よって、発議第２１号は可決されました。

お諮りします。

本臨時会の議決結果に伴い、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第４５条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○阪東議長　異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○野瀬町長　令和２年第８回臨時会の閉会にあたりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

１１月２７日から４日間の会期により開催いただきました今臨時会は、甲良町特別職ならびに職員の給与につきまして、人事院勧告に基づき、期末手当の支給率改定をはじめ、行政からは６議案を上程させていただきました。

それぞれ原案どおり可決同意を賜りました。町長の給与の減額改定案につきましては、議員発議の議員提案が可決をされました。町長といたしまして、事務の管理と指導、監督を適正に行うよう一層努力をし、町民の信頼に応えられるようにしてまいりたいと考えております。

明日からは、師走１２月を迎えます。目前に迫っております１２月定例会につきましても、よろしくお願い申し上げ、臨時議会閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○阪東議長　これをもって、令和２年第８回甲良町議会臨時会を閉会します。ご苦労さんでした。

（午後　１時５８分　閉会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

甲良町議会議長　阪　東　佐智男

署　名　議　員　丸　山　恵　二

署　名　議　員　木　村　　修